

宿泊約款



(本約款の適用)

- 第1条 当ホテルの締結する宿泊約款及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定められていない事項については、法令又は慣習によるものとします。
- 2 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、この約款の趣旨、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応ずることができます。

(宿泊引受の拒絶)

- 第2条 当ホテルは次の場合には、宿泊の引受けをお断りすることがあります。
- (1) 宿泊の申し込みがこの約款によらないものであるとき。
 - (2) 満室（員）により客室の余裕がないとき。
 - (3) 宿泊しようとする者が宿泊に関し、法令の規定又は公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
 - (4) 宿泊しようとする者が伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - (5) 宿泊に関し、特別の負担を求められたとき。
 - (6) 天災、施設の故障、その他やむを得ない理由により宿泊をさせることができないとき。
 - (7) 宿泊しようとする者が泥酔等により他の宿泊者に迷惑を及ぼすおそれのあるとき。他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動があるとき。

(氏名等の明告)

- 第3条 当ホテルは、宿泊日に先だつ申し込み（以下「宿泊予約の申し込み」という。）をお引き受けした場合には、期限を定めて、その宿泊予約の申込者に対して、次の事項の明告を求めることがあります。
- (1) 宿泊者の氏名、性別、国籍及び職業
 - (2) その他当ホテルが必要と認めた事項

(予約の解除)

- 第4条 当ホテルは、宿泊予約の申込者が、宿泊予約の全部又は一部を解除したときには、次に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし団体客（ペイグメンバー 15 名以上のものをいう。以下同じ）の一部について宿泊予約の解除があった場合には、宿泊日の 10 日前の日（その日より後に当ホテルが宿泊予約の申込みをお引き受けした場合には、そのお引き受けした日）における宿泊予約人数の 10% にあたる人数（端数が出た場合には切り上げる）については、この限りではありません。
- 2 当ホテルは、宿泊者が連絡をしないで、宿泊当日の午後 8 時（あらかじめ、予定到着時刻の明示されている場合はその時刻を 2 時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊予約は申込者により解除されたものとみなし処理することがあります。
 - 3 前項の規定により解除されたものとみなした場合において宿泊者がその連絡をしないで到着をしなかったことが列車航空機等公共の運輸機関の不着又は遅延その他宿泊者の責に帰さない理由によるものであることが証明したときは、第 1 項の違約金はいただきません。
- 第5条 当ホテルは他に定める場合を除くほか、次の場合には宿泊予約を解除することができます。
- (1) 第2条第3号から第7号までに該当することとなったとき。
 - (2) 第3条の事項の明告を求めた場合において期限までにそれらの事項が明告されないとき。

(宿泊の登録)

第6条 宿泊者は、宿泊日当日当ホテルのフロントにおいて次の事項を当ホテルに登録してください。

- (1) 第3条第1号の事項
- (2) 外国人にあつては、旅券番号、日本上陸地及び上陸年月日
- (3) 出発日及び時刻
- (4) その他ホテルが必要と認めた事項

(チェックアウトタイム)

第7条 宿泊者が当ホテルの客室をおあけいただく時刻（チェックアウトタイム）は午前11時とします。

- 2 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、チェックアウトタイムをこえて客室の使用に応ずる場合があります。

この場合においては、次に掲げるとおり追加料金を申し受けます。

- (1) 超過13:00時までは、室料金の30%
- (2) 超過15:00時までは、室料金の50%
- (3) 超過15:00時以後は、室料金の100%

(営業時間)

第8条 当ホテルのレストランの営業時間は次のとおりとします。

- (1) 和食レストラン琴海及び洋食・コリント
朝食 7:00～10:00
昼食 12:00～14:00
夕食 17:00～22:00 (21:00オーダーストップ)
- (2) ティーラウンジ 10:00～17:00
- (3) バーラウンジ 17:00～24:00

(料金の支払い)

第9条 料金の支払いは通貨又は当ホテルが認めた旅行小切手若しくはクーポン券により、当ホテルが請求したとき、当ホテルのフロントにおいて行っていただきます。

- 2 宿泊客が客室の使用を開始したのち任意に宿泊しなかった場合においても宿泊料金は申し受けます。
- 3 宿泊者は当ホテルが請求したときは宿泊料の一部を前金として支払っていただくことがあります。

(利用規則の遵守)

第10条 宿泊者は当ホテル内において、当ホテルが定めて当ホテル内に掲示した利用規則に従っていただきます。

(宿泊継続の拒絶)

第11条 当ホテルはお引き受けした宿泊期間中といえども次の場合には、宿泊の継続をお断りすることがあります。

- (1) 第2条第3号から第7号までに該当することとなったとき。
- (2) 前条の利用規則に従わないとき。

(宿泊の責任)

第12条 当ホテルの宿泊に関する責任は、宿泊者が当ホテルのフロントにおいて、宿泊の登録を行ったとき又は客室に入ったときのうちいずれか早いときに始まり、宿泊者が出発するため客室をあけたときに終わります。

- 2 当ホテルの責に帰すべき理由により宿泊客に客室の提供ができなくなったときは天災その他の理由により困難な場合を除き、その宿泊者に同一又は類似の条件による他の宿泊施設をあっせんします。この場合には客室の提供が継続できなくなった日の宿泊料金を含むその後の当ホテルの宿泊料金はいただきません。

(違約金申し受け規定)

第13条 当ホテルは宿泊客がその責に帰すべき理由により宿泊契約の全部又は一部を解除したときは次により違約金を申し受けます。

	不泊	当日	前日	9日	20日
1名～14名まで	100%	80%	20%	——	——
15名～99名まで	100%	80%	30%	20%	——
100名以上	100%	80%	30%	20%	10%

- 2 当ホテルは全館禁煙となっております。

(禁煙は加熱式・電子たばこも含まれます。)

宿泊客が客室館内及びベランダにおいて喫煙された場合、清掃及び消臭作業に伴う費用を違約金として申し受けます。